

東秩父村農業委員会委員選挙

4月20日投票

任期満了（4月29日）に伴う東秩父村農業委員会委員一般選挙が4月15日（火）告示、4月20日（日）投票で行われます。選挙の日程および立候補等については先月号広報でお知らせしましたが、今月号では投票について詳しくお知らせします。

○投票のできる人

農業委員会の選挙に投票できる方は、農業委員会選挙人名簿に登録されている方です。

1 期日前投票

投票日当日に、仕事や旅行などにより自ら投票所にて投票できない方は、この制度により投票日前でも投票することができます。

4月16日から4月19日まで、毎日午前8時30分から午後8時までの間、役場で投票ができます。

2 病気による不在者投票

病気等のため入院している方でも、指定病院等の場合は、病院等で不在者投票ができますので、病院長等に申し出てくださいます。

3 郵便による不在者投票

身体に重度の障害があるため投票所で投票ができない方は、自宅から投票できます。

ただし、障害の程度を事前に選挙管理委員会に届け出て、郵便投票証明書の交付を受けておく必要があります。詳しくは、選挙管理委員会までお問合せください。

なお、請求期限がありますので、お早めにお問合せください。

★代理投票

手などが不自由で文字を書くことができない方、目の不自由な方には、代理投票の制度がありますので、投票所の係員に申し出てください。詳しくは、村選挙管理委員会にお問合せください。

☎ 82・1226

村簡易水道利用者の皆さまへお願い

消費税率の引上げに伴う水道料金の取扱いについて

村簡易水道事業の適切な管理・運営を行うため、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律等において、消費税率（地方消費税を含む。）が平成26年4月1日に5%から8%に引き上げられることになりました。

村では簡易水道の運営審議会の議を経て、水道料金に消費税相当額（8%）を加算した額を新料金とする条例の一部改正案を3月の定例議会に提出し議決されました。

このことから、水道料金は下記のとおり算定されることとなりますので、ご理解ご了承くださいようお願いいたします。

記

1 改定期日 平成26年4月1日（平成26年4月使用分より）

2 改定内容 【4月からの水道料金の算定】

（1）従来の料金に、消費税相当額（8%）を加算した額が新請求金額となります。

（2）消費税相当額の算定は、契約メーターごとに行い、1円未満は切り捨てます。

ただし、3月分の水道料金で、適用日（4月1日）以前から継続して供給している水道水で適用日以後に検針した使用料金については、経過措置の適用により従来どおり（5%）の計算による料金です。したがって、消費税（8%）を加算した新しい水道料金は、4月使用分からとなります。

問合せ 役場 産業建設課 水道担当 ☎ 82-1222

住民基本台帳の閲覧が行われました

東秩父村住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要綱第14条第1項第1号及び第2号の規定により公表いたします。

- ・ 請求機関の名称：防衛省
- ・ 請求事由の概要：自衛官等の募集および採用（根拠法令：自衛隊法第29条1項、同第35条）
- ・ 閲覧年月日：平成26年3月5日
- ・ 閲覧に係る住民の範囲：平成7年4月1日から平成9年3月31日までの間に生まれた男子
- ・ 申出者の氏名：株式会社ビデオリサーチ 代表取締役社長 秋山創一
- ・ 利用目的の概要：「全国たばこ喫煙者率調査」の対象者抽出
- ・ 閲覧年月日：平成25年12月17日
- ・ 閲覧に係る住民の範囲：大字坂本地区で大正13年5月1日から平成6年4月30日生まれの男女